

下記の物品について、制限付き一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づき公告する。

令和4年1月7日

静岡県公立大学法人理事長 尾池 和夫

記

1 入札に付する事項

- (1) 入札番号
第216号
- (2) 件名
令和3年度 静岡県立大学短期大学部教育棟講義室用ワイヤレスマイク機器更新
- (3) 調達物品及び数量
教育棟講義室用ワイヤレスマイク機器 一式
- (4) 調達物品の特質等
仕様書のとおり
- (5) 納入期限
令和4年3月30日(水)
- (6) 納入場所
静岡県立大学短期大学部 教育棟 (104・105・106・206・207・208・209・調理実習室)
- (7) 入札方法

総価による。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けているものを除く。)でないこと。
- (5) 入札参加資格確認申請書の提出日時までに、静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、営業種目「8教育用機械器具」又は「39通信用機械器具」に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (6) 静岡市内に事業所を有する者であること。
- (7) 物品納入後、修理、点検その他のアフターサービスの体制が整備されている者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び交付期間と担当
〒422-8021 静岡市駿河区小鹿二丁目2番1号
静岡県立大学短期大学部 学生室
TEL: 054-202-2609 FAX: 054-202-2612
令和4年1月14(金) 午前11時まで

4 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先
上記3に同じ
なお、開札日時及び場所に直接入札書を提出すること。
- (2) 開札の日時及び場所
令和4年1月27日(木) 午前11時00分
静岡県立大学短期大学部 事務・図書館棟3階第1会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。また、単位は日本の標準時及び計量法による。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 詳細は入札説明書による。